

令和元年第3回紀の川市議会定例会 第5日

令和元年 9月27日（金曜日） 開 議 午前 9時28分

閉 会 午前11時45分

◎議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第 99号 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 紀の川市消防団条例の一部改正について
- 議案第124号 財産の取得について
- 日程第2 議案第101号 紀の川市印鑑条例の一部改正について
- 議案第102号 紀の川市保育料徴収条例の一部改正について
- 日程第3 議案第 98号 紀の川市企業立地促進条例の全部改正について
- 議案第103号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 84号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 85号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 86号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成30年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 97号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第5 議案第104号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第105号 令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第106号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第107号 令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第108号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第109号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- 議案第110号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第111号 令和元年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第112号 令和元年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第113号 令和元年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第114号 令和元年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第115号 令和元年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第116号 令和元年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第117号 令和元年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第118号 令和元年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第119号 令和元年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第120号 令和元年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第121号 令和元年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第122号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第123号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第6 議員提出議案第1号 紀の川市議会議員政治倫理条例の制定について

日程第7 委員会提出議案第1号 虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を求める

意見書

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

日程第9 本会議における発言の取消しについて

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之	13番 高 田 英亮
14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久	16番 村 垣 正造
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰	22番 坂 本 康隆

○欠席議員（1名）

5番 中 尾 太久也

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	柏 木 健 司	危機管理部長	東 山 壽 彦
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	湯 川 晃 司
会計管理者	前 川 永 治	上下水道部長	山 東 邦 彦
農業委員会事務局長	田 村 善 之	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	議事調査課長	片 山 享 慈
議事調査課主幹	岩 本 充 晃	議事調査課副主任	細 谷 勇 紀

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第3回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

なお、株式会社わかやま新報社から申請のありました本会議の撮影については、紀の川市議会傍聴規則第8条の規定により許可しておりますので、御了承願います。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第99号 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について から
議案第124号 財産の取得について まで

○議長（坂本康隆君） 日程第1、議案第99号 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第124号 財産の取得についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました3議案につきましては、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る9月5日の本会議で付託されました議案3件について、9月18日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託された議案3件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第99号 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、実際の人事管理や職員採用に影響は出るのかとただしたのに対し、影響はほとんどないとの答弁でした。

また、今年度までは、法律に欠格条項がある中での採用であったが、それは今年度から最後になるのかとただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁でした。

次に、議案第124号 財産の取得については、業者選定にプロポーザル方式を採用

した理由と業者決定の理由をただしたのに対し、専門的技術が要求される業務であり、提出された技術提案により進めていくことで最もすぐれた成果を期待できると考え、プロポーザル方式を採用した。また、プレゼンテーションでの熱意、職員の負担軽減への配慮、保守運用体制の充実などがすぐれていたことが業者決定の理由であるとの答弁でした。

また、今回の契約金額は2億6,784万円であるが、前回の契約では1億2,600万円で議決をしているため、この価格の差をただしたのに対し、前回の平成24年の場合は新庁舎建設を行っている時期であり、機器等の部分は新庁舎建設工事に含めていたため、今回と比較して安くなっているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第99号 紀の川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第100号 紀の川市消防団条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第124号 財産の取得については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第101号 紀の川市印鑑条例の一部改正について

議案第102号 紀の川市保育料徴収条例の一部改正について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第101号 紀の川市印鑑条例の一部改正について及び議案第102号 紀の川市保育料徴収条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました2議案につきましては、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る令和元年9月5日の本会議で付託されました議案2件について、令和元年9月19日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

議案第101号 紀の川市印鑑条例の一部改正については、今回の改正は、旧姓でも印鑑登録ができるということかとただしたのに対し、旧姓でも印鑑登録が可能となるとの答弁でした。

次に、議案第102号 紀の川市保育料徴収条例の一部改正については、10月からの保育料は具体的にどう変わるのかとただしたのに対し、保育をしている3歳から5歳までの全ての子どもに関して保育料が無償化となる。さらに、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについても保育料が無償化となる。また、給食費については、3歳から5歳の子どもに関して改めて実費徴収が必要となるとの答弁に、現在、市内の保育園児の人数と無償化の対象となる人数をただしたのに対し、各保育所、保育園、認定こども園の園児1,623人のうち、3歳から5歳の1,114人が無償化となる。また、ゼロ歳から2歳が509人のうち16人が所得の制度により無償化の対象となるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第101号 紀の川市印鑑条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第102号 紀の川市保育料徴収条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第98号 紀の川市企業立地促進条例の全部改正について

議案第103号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第98号 紀の川市企業立地促進条例の全部改正について及び議案第103号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案につきましては、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、産業建設常任委員会副委員長に審査結果の報告を求めます。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（登壇） それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

なお、当委員会は、委員長が病氣療養により欠席されたため、紀の川市議会委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を務めましたので、報告につ

いても副委員長の私がさせていただきますことをあわせて報告させていただきます。

当委員会に付託されました議案第98号及び議案第103号の2議案について、去る9月20日、本庁舎6階委員会室1において、6名の出席を得て開催し、審査を行いました。

審査の結果、当委員会に付託されました2議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第98号 紀の川市企業立地促進条例の全部改正について、全面改定される理由と幾つか変わった点をただしたのに対し、提案理由は、事業所の設置または事業規模の拡大を促す奨励措置の見直しに伴うものである。

主な改正内容は、誘致企業のみが対象であったのを地元企業も対象とした。若年層の就労の場を創設するため、学術研究等に供する施設を新たな対象とした。

大企業、中小企業で区分された支援策ではなく投下固定資産総額に応じた支援とした。

最後に、奨励金の中身で、事業所設置奨励金、県内唯一の奨励金で新設で投下固定資産総額3億円以上、新規常用雇用者5人以上が要件となっている。

それから、立地促進奨励金、対象期間を2年延長して5年間とした。

最後に、雇用促進奨励金、地元雇用1人当たり15万円であったものを50万円とし、限度額を1,500万円から3,000万円に増額したとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの副委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第98号 紀の川市企業立地促進条例の全部改正については、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第103号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正については、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について から

議案第97号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、議案第76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第97号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました22議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出されてお手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。それでは、報告をいたします。

予算決算常任委員会における決算審査の経過並びに結果について、報告をいたします。

当委員会に付託されました議案第76号から議案第97号までの22議案について審査を行いました。

いずれも本庁舎6階委員会室1において、9月5日に委員会で分科会の設置、付託議案の分担を行い、9月9日、10日に総務文教分科会、11日に厚生分科会、13日に産業建設分科会を開催し、審査を行い、25日に委員会で分科会長報告の後、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第77号から議案第80号までの4議案、議案第83号から議案第97号までの15議案については、いずれも全会一致で、議案第76号、議案第81号、議案第82号の3議案は、賛成多数で認定すべきものと決定しております。

委員会における、質疑の主なものは次のとおりです。

まず、議案第76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、歳出全般に係る職員給与費の状況について、時間外勤務手当が平成29年度から平成30年度にかけ減っている理由をただしたのに対し、大きな要因は選挙事務の減少による減額が大きいとの答弁に、平成30年度は大きな台風があったが、災害分についてはどうだっ

たのか、さらにただしたのに対し、災害分については増加しているとの答弁でございました。

次に、2款、1項、6目、財産管理費、庁舎管理事業について、光熱水費が増加した要因とされている南別館の電気使用料の増加についてをただしたのに対し、単価の上昇と、9月の台風による夜間利用の増加が影響したとの答弁に、今の事例を除くと、以前導入した太陽光発電の成果があらわれているのかとさらにただしたのに対し、あらわれていないとの答弁でした。

次に、2款、1項、8目、支所及び出張諸費について、各支所における平成30年度の業務対応の職員1人当たりの件数の差が大き過ぎることについてただしたのに対し、各課の体制は秋にヒアリングを行い検討するが、職員数が限られているため、支所だけではなく全体的なことも考え配置を検討したいとの答弁に、職員数が限られているからという考えでは住民サービスが低下すると考えられるため、柔軟な形で考えてはどうかと再度ただしたのに対し、非常勤職員や業務委託を活用し、職員数にできるだけ余裕をつくり、そして足りないところには人員の配置をしていくという形で考えているとの答弁でございました。

次に、2款、1項、11目、地域創生費、ふるさとまちづくり寄附金事業について、寄附金額が年々減っている要因をただしたのに対し、市のふるさと納税を取り扱うポータルサイトが他市より少ないことが要因と考え、4月から一つふやしているとの答弁でございました。

さらに、紀の川市はふるさと納税制度の中で黒字と言えるのかとただしたのに対し、交付税まで含めて考えると、2,331万8,000円の黒字であるとの答弁でした。

次に、2款、2項、3目、徴税费、市税等滞納整理事業について、強制徴収公債権の取り組みについてただしたのに対し、全庁体制で市債の調査を実施し、各所管課が債権に関する問題に対して、収納対策課で相談を受け調整したとの答弁でした。

また、どんな問題があるのかとただしたのに対し、督促の発送方法や延滞金の徴収方法などであるとの答弁でした。

次に、3款、1項、2目、障害者医療費、心身障害児、また心身障害者医療費助成事業について、訪問看護の県補助分、市補助分それぞれの件数と金額をただしたのに対し、県補助分は263件で、691万8,136円、市補助分は171件で、224万1,838円との答弁でございました。

また、29年度に比べて大幅に増加しているが、この事業を必要としている方に十分行き渡っていると考えていいかとただしたのに対し、十分行き渡っていると理解しているとの答弁でした。

次に、3款、1項、8目、障害者総合支援費、障害者地域生活支援事業について、開所日数や相談者数が増加しているのに障害者相談支援事業委託料が減額になった理由をただしたのに対し、相談事業所に事業を委託する際に相談員の人数を指定するが、当初の予定

の人数が確保できなかったためであるとの答弁に、成年後見人の相談も増加している中で、補充は難しかったということかとただしたのに対し、やめられた方がいたため募集したが、なかなか応募がなかった。専門的な知識が必要な業務もあるため、経験者を雇用できれば一番よいが、福祉の現場での求人には厳しい状況があり、見つかっても継続できないという状況で30年度も2名ほど採用したが、続かなかったとの答弁でございました。

次に、3款、2項、1目、児童福祉総務費、子育て支援事業について、ファミリーサポートセンター運営について、活動の内容と件数をただしたのに対し、病児病後児預かりが1件、保育時間外預かり11件、保育施設までの送迎16件、保育施設休日による預かり8件、未就学児預かり199件、習い事の送迎95件、その他が297件との答弁でした。

次に、4款、1項、2目、母子衛生費、子育て世代包括支援センター運営事業について、7月から始まったが、相談件数を見て担当課としてどう判断しているかとただしたのに対し、相談件数が多いということで、センターの開設については有効であったと判断している。開設時の件数に比べて相談件数が上昇しているのので、市民の方に浸透し、妊婦等のサポートに役立っていると考えているとの答弁でございました。

次に、4款、2項、1目、清掃総務費、ごみ適正排出推進事業について、被害地支援運送委託料について、被災地はどこで何を運送したのかとただしたのに対し、平成30年7月に発生した西日本豪雨により被災した岡山県倉敷市真備町より、県を通じてごみ袋の救援要請があり、市より燃やすごみ袋、大100箱を運送したものであるとの答弁でした。

次に、6款、1項、3目、農業振興費、農産物販売促進事業について、コラボ商品、「コロロPeach」を発売した結果、紀の川市民、また一般の方々からどういう評価を受けたのかとただしたのに対し、一般市民等の評価については集計していないが、桃山の桃農家からは、認知度向上につながる取り組みなのでどんどん進めてほしいといった声やPeach・Aviation株式会社からは、飛行機内の販売が売り切れになるような状態であったと聞いているとの答弁に、一番肝心なのは、こういった事業を実施するに当たっては、皆さんからの声をきちっと調べること。そうでないと次の手が打てない。新たな計画をするに当たっては、並行して次のことも考えておく必要がある。紀の川市にはフルーツがいっぱいあるので、間髪入れずに、次々と戦略的に取り組んでいくべきではとさらにただしたのに対し、次に向けて評価の方法、声を吸い上げる方法については検討したい。また、計画的にとはいかないが、第二弾を目指して担当課では、企業に提案など活動しているところであるとの答弁に対し、さらに大手メーカーに提案するには、担当部局から幾つかの案を積極的に売り込んでいく体制を取らないと戦略的には難しい。費用対効果も出ているよい事業なので、新たな挑戦をしていくべきではとただしたの対し、担当課では事前に協議していろいろなメーカーに接触し、また打ち合わせもしていると。農産物、特にフルーツの戦略で売っていきたいと考えているとの答弁でした。

次に、6次産業化支援事業について、事業の実績で商品開発2件、販路開拓1件とあるが、どのようなものであったのかとただしたのに対し、商品開発については、1件がジュ

ース、ドライフルーツ、ビール、堆肥粉末の開発とかんきつ類を使用した商品の開発。もう一件が、あんぼ柿のパッケージ、ジャム類の商品シールの開発である。販路開拓については、外食ビジネスウィークヘイチゴを出展し、販路の拡大に取り組んでいるところに補助金を交付したとの答弁でした。

次に、6款、1項、5目、農地費、震災対策農業水利施設整備事業について、ハザードマップ作成のワークショップとあるが、対象者、参加人数はどうであったか、また作成にどう反映されたのかとただしたのに対し、平成30年度については、区数で54地区となり、地区の役員や水利関係者などに平均3人から4人集まっていただき、危険なところや避難する方向などを見てもらい反映した。でき上がったものは、全戸配布や回覧している。大きな図面については地区集会所などに張り、いつでも見られる状態にしているところもあるとの答弁でした。

次に、7款、1項、2目、商工振興費、企業誘致促進事業について、地元雇用は増加傾向ということだが、実人数はとただしたのに対し、平成30年度の4月1日時点で、全体従業員数1,889人に対し、紀の川市の住民は717人であった。平成29年度は、全体雇用数1,704人に対し、紀の川市の住民は666人という推移になっているとの答弁でした。

次に、8款、2項、1目、道路橋梁総務費、京奈和関空連絡道路整備促進事業について、要望活動が平成30年度は1回減っているが、紀の川市としては一年でも早くこの道路が欲しいという思いがあるので、だんだんと熱が入っていくほうがいいのではないかとただしたのに対し、和歌山県要望を予定していたが、知事と市長の日程調整ができなかった。かわりに、ことし7月に要望活動を行った。今後は要望活動を行い、フォーラム開催についても他市町と協議したい。また、現在の道路環境の課題と京奈和関空連絡道路が整備された場合の利用者ニーズ等の把握の調査を行った結果、開通を期待する意見が全体の6割を上回っていた。また、防災面・物流面でも和歌山と大阪を結ぶ高規格道路は阪和自動車道しかなく、府県間道路の代替え確保による広域交通の信頼性が向上されるという答えが出ているので、国に対してアピールしていきたいとの答弁でございました。

また、まず紀の川市民に熱意を持っていただくための取り組み、また、紀の川市の京奈和関空連絡道路の促進に関心を持ってもらう取り組みをどう考えているのかとただしたのに対し、パンフレット、ステッカー、ポスター等で市民の皆さんに宣伝している。また、フォーラム的な形で士気を上げていきたいので、五條市などに開催してもらえないか当たっていき、広域的に熱意を上げていきたいとのとの答弁でございました。

次に、8款、4項、1目、都市計画総務費、住宅耐震化促進事業について、耐震改修補助及び戸別訪問件数に対して目標を立ててもう少し伸ばすことができないのかとただしたのに対し、耐震改修はたくさんのお金がかかるので、無理押しはできないので目標は立っていない。戸別訪問については、他の業務もあり、また1件目で話が長引くと次に行けなくなるなど目標を立てるのは難しいとの答弁でございました。

次に、10款、1項、1目、教育委員会費、教育委員会運営事業について、学校適正規模・適正配置の検討内容をただしたのに対し、適正規模・適正配置を検討していくべき対象校の基準を複式学級が複数発生し、今後においても児童・生徒数の増加が見込めない学校と考えており、今後の児童・生徒の推移をもとにした各学校の状況の確認、小規模校・大規模校におけるメリット・デメリットの調査、また保護者や地元の意見を聞く方法や内容等の検討を行ったとの答弁でした。

また、今の検討内容について、学校の校長等に報告しているのかとただしたのに対し、校長会で特に情報提供はしていない。今後は、校長会等にも時期を見計らって情報提供していきたいとの答弁でございました。

次に、10款、1項、3目、教育諸費、教育相談事業について、平成30年度中のいじめの状況についてただしたのに対し、小さなトラブルも含む認知件数は、小学校618件、中学校で22件であり、そのうち解消したものが小学校616件、中学校21件であるとの答弁でした。

また、教育相談の状況をただしたのに対し、教育相談員とスクールソーシャルワーカーは拠点校をつくり、その周囲の学校も訪問し相談を受けており、スクールカウンセラーは17校に配置し、各学校の相談を受けている状況であるとの答弁でした。

次に、10款、6項、2目、生涯スポーツ振興費、スポーツ交流事業について、日本体育大学と紀の川市の協定に基づく児童派遣事業に参加した小学生がどんな感想を持っていたのかとただしたのに対し、いろいろなことを吸収してくれたと思うようなうれしい感想が寄せられている。また、スポーツが得意な子ばかりではなく、苦手な子が参加してスポーツが楽しいと思えるようになったというような感想もあり、この事業の大きな成果であるとの答弁でした。

次に、10款、6項、4目、学校給食費、学校給食運営事業について、フルーツ給食の取り組みをただしたのに対し、毎月紀の川市産のフルーツを学校給食に取り入れ、児童・生徒に地元の特産品を知ってもらい、地域への愛情を育んでもらうことを目的とし、平成30年度に粉河学校給食センターでは計20回、河南学校給食センターでは計18回実施したとの答弁に、子どもたちには好評だったのかとさらにただしたのに対し、児童・生徒には好評だと学校を通じて聞いているとの答弁でした。

次に、歳入では、1款、市税について、市税全般で滞納繰越分の収納率が顕著に上がっている理由をただしたのに対し、滞納処分の件数が平成29年度と比べて大幅にふえていることと、執行停止を進めている関係上、その分の調定減額による率の上昇が大きな要因と考えられるとの答弁でした。

次に、10款、1項、1目、地方交付税について、交付税のうち、公債費算入分がどれだけなのかとただしたのに対し、元利償還金に関係する算入額全体で33億3,427万3,000円であるとの答弁でした。

さらに、地方債現在高の償還に対し交付税算入がどれくらいあるのかとただしたの対

し、全体の算入率が96%、臨時財政対策債を除く算入率は70.9%であるとの答弁に、地方債現在高の約283億円のうち96%は交付税で賄われると、約11億円の紀の川市の自主的な財源で賄わなければならないということなのかただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁でした。

次に、議案第96号 平成30年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定では、企業債について、本年度末残高のうち簡易水道分をただしたのに対し、簡易水道分の本年度末残高は18億4,649万7,350円との答弁でした。

次に、水道使用料について、簡易水道分をただしたのに対し、旧簡易水道分は4,475万6,820円との答弁でした。

次に、加入金について、平成30年度の新規加入件数をただしたのに対し、加入件数は171件あったとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、議案第76号についての反対討論の発言を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（登壇） おはようございます。

議案第76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

まず、今年度の決算において、決算主要施策の成果報告書が作成されて、各担当課より事務事業の概要、指標の実績、コストの実績、事業の実績、事業の事後評価が報告されました。各事業の中身が具体的な記述により、よくわかるものとなっており、決算の分析や今後の事業の改善に役立つものと思われま。

今回は、数字の訂正など差しかえもありましたが、今後、これをもとにしてよりよいものにしていてもらいたいと考えています。

平成30年度には、前年度から1名増の学校司書の配置や中学校のトイレの洋式化、学童保育の施設整備など、子どもの育ちにかかわる施策や施設の拡充が進められたことや、また台風21号などによる災害復旧に力を入れたことなど、住民の暮らしを守るという自治体の役割を果たすべく取り組まれたことと受けとめています。

その上で、反対の理由としては、一つ目は、公共施設の統廃合が進められたことです。

30年度末には、粉河地域の公立保育所が廃止をされて、大規模な民営の粉河保育所が発足しました。子どもにとっては、大勢の中での生活になれない子もいると思いますが、今後もきめ細かい配慮が必要と考えています。

二つ目の理由は、職員定数の削減と専門性の低下が懸念されていることです。

職員適正化計画よりも職員数が下回っているという現状があり、年休の平均取得日数は、目標の十日にも届かない状態が続いています。病気休職者が10名ほどいるという現状からも、今後さらに職員数を減らしていくという職員適正化計画については、見直していく必要があると思います。

成果報告書からは、専門職の確保・育成が不可欠とか、専門性を持った人材の活用とか、専門的な知識を持った職員を配置などの記述が多く見られます。専門性の向上が各事業の改善の余地がややあるということにつながっていると思います。

次の計画となる第5次職員適正化計画については、委員会審査の中で削減だけではなく、市民サービスの提供に必要な職員の配置を念頭に置いて、次の第5次計画を策定していきたいとの答弁もありましたが、今後、各部署での要望を可能な限り取り上げて、市民のための仕事がより有効にできるように改善を望みます。

三つ目は、基金の活用で市民サービスの充実をすべきだと考えるからです。

地方自治体にとっての借金である地方債と預金に当たる基金を比べると、地方債残高は283億円、基金は116億円です。が、委員会審査では、238億円の地方債のうち96%が交付税算入されるという説明でした。市の実質的な負担額は約11億円であり、基金のほうが100億円以上多くあるというのが平成30年度の現状です。この基金の一部を活用して、国保会計への繰り入れや教育環境の充実などに使っていくという判断をすべきだったと考えます。

以上のことを述べまして、本決算への認定への反対討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第76号についての賛成討論の発言を許可いたします。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 私は、議案第76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入については、市税では個人市民税で所得割、法人市民税では法人税割が減少し、固定資産税では償却資産が企業等の設備投資により増加したものの土地、家屋の評価替えに伴う減額などで、前年度に比べ3,716万3,000円の減収となっております。

ただ、滞納繰越分を含めた収納率は、市税全体で前年度より0.6%上昇しており95.8%となっております。収納率は年々向上している実情でございます。

これは、新たな滞納をふやさず、公平・公正な徴収事務に積極的に取り組んだ成果であると考え、評価いたします。

次に、歳出ですが、普通建設事業では、荒川中学校校舎改築、中学校トイレ洋式化改修、

小中学校ブロック塀改修、橋梁点検調査や公共施設・公共交通機関へのアクセス路線や通学の安全確保に配慮した歩道の整備等を実施してございます。

保健福祉では、予防接種やがん検診の実施、不妊治療費の助成、また障害者に対する給付や生活保護者への各種扶助、高齢者の自立支援、子育て世代には保育所再編に伴う粉河保育園への施設新築の補助を初め、児童手当の給付や相談事業の実施など、多岐にわたり住民福祉の増進を図っています。

農林商工では、新規就農者への支援や農業生産活動を促進して、農業従事者の所得向上を図るさまざまな事業の実施、観光交流拠点開設など、市民生活の安定と向上に必要な事業を着実に実施していることは十分評価されるものです。

今後とも、財政の確保は厳しい状況にありますが、平成30年度の各施策の成果を十分、分析し、「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」紀の川市を目指し、今後の事業を展開されることを期待するとともに、さらなる財政運営の健全化に努められることを切に願い、議案第76号に対する賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第81号についての反対討論の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第81号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

反対の理由の一つ目として、保険料負担が大きくなっているということです。30年度の保険料は、2年ごとの料金改定の1年目で、28年、29年度と比べて所得割では引き下げ、均等割では引き上げ、賦課限度額は一人57万円から62万円に引き上げられて賦課されました。

同時に、もと被扶養者の均等割の軽減が7割から5割軽減に縮小され、所得割にあった2割軽減が廃止されました。この結果、全体では1人当たり保険料額は5万2,346円となり、前年度よりも2,225円増加、前々年度よりも5,095円の増加となっており、制度導入時からあった激変緩和制度の廃止や縮小が進められたことで、加入者の保険料負担は連続して増加しています。

30年度の年金水準は、物価が0.5%上がる中で、国民年金、厚生年金ともに前年度からふえず、据え置かれています。30年度は、年金収入がふえない中での保険料の負担増が行われたということになります。

二つ目に、資格管理にかかわって、滞納者に対して国保事業であるような窓口に来るまで保険証を渡さないという窓口交付は行っていませんが、3カ月の短期保険証を発行しているという点を指摘したいと思います。

年金月額が1万5,000円以上ある方は、年金からの天引きとなり滞納は発生しません。しかし、年金が月額1万5,000円、年額18万円以下の方は納付書納付となります。滞納者の中には、75歳になって国保や被用者保険から加入したときに、年金天引きまでの納付書納付期間があり、その間に滞納が発生した方もありますが、滞納者の多くは

低年金であるがゆえの滞納です。医療ニーズの高い高齢者には、3カ月の短期保険証ではなく、通常の保険証を交付すべきと考えます。

これらのことから、当決算の認定に対し、反対をいたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第81号についての賛成討論の発言を許可いたします。
2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（登壇） 私は、議案第81号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度は、後期高齢者医療制度が施行されて11年目を迎え、制度については広く周知も図られ、市民の理解も得られてきていると認識しているところです。

紀の川市においても、現状の法令に基づき、忠実に事務の遂行が行われ、平成30年度決算内容については、適正な予算執行が行われているものと判断します。

今後も対象者である高齢者に対して親切丁寧な対応を心がけ、また国の動向には十分注視していただき、後期高齢者医療制度の事務運営に万全を期していただくよう申し添え、賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第82号についての反対党論の発言を許可いたします。
9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第82号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

できるだけ元気でいつまでも介護サービスを利用することがないような状況を保ってもらえるようにとの思いで、力を入れている「てくてく体操」や「フレイルチェック」、また複合型フレイル予防事業から発展したフレイルサポーターによる地域見守り事業については、近隣とのつながりや地域とのつながりが薄くなってきている近年、とても心強い事業だと考えています。

そのような中、保険料を滞納されている方が昨年度に比べ減ってはいますが、制度開始時よりも高齢化が進む中で、被保険者にとって保険料負担が重いものとなっていることには変わりありません。同様に、利用料負担も重いものとなっています。保険料負担とともに利用料軽減など、さらに積極的な市独自の施策が必要と考えます。

以上のことから、本議案には反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第82号についての賛成討論の発言を許可いたします。
8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（登壇） 私は、議案第82号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

保険給付費の総額は前年度より1億円余りふえています。これはサービス受給者数が前年度と比較して大きく変わらないことから、平成30年4月の介護報酬の改定により影響が大きいと見られます。また、高齢化率が前年度から0.7ポイント増加し31.9%となった本市の状況を考慮しますと、許容されるべき水準のものであります。

介護認定審査会運営事業では、認定期間24カ月延長を積極的に取り入れ、認定審査会委員報酬のみでなく主治医等意見書に作成手数料や認定調査委託料などで400万円以上の経費削減を実現し、支出の抑制に取り組む姿勢がうかがえます。

一方、地域支援事業については、地域の集会所単位で実施している「紀の川てくてく体操」の開催箇所数が平成30年度中に23カ所増加し、全体で74カ所となり、通いの場、また介護予防の場としての拠点が整備されています。

今後は、第7期計画の基本理念である「地域で支え合い、理解し合いながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」の具現化に向け、地域包括ケアシステムの一層の充実を望むものであります。

以上のとおり、介護保険事業の円滑な運営と高齢者福祉の増進について保険者が努力して行われたものと評価し、賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 以上で、討論を終結いたします。

ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時49分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を行います。

これより、順次採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第76号 平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第76号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第77号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第78号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

ては、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第79号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第80号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第81号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定すること賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第81号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第82号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定すること賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第82号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第83号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第84号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、認定されました。

次に、議案第85号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第95号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第85号から議案第95号までの11議案については、委員長の報告は認定とするものであります。

本11議案については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号から議案第95号までの11議案については、認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第96号 平成30年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告は可決及び認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第97号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告は可決及び認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、原案のとおり可決及び認定されました。

日程第5 議案第104号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について から

議案第123号 和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第5、議案第104号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第123号 和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの20議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました20議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出されてお手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（登壇） それでは、報告をいたします。

予算決算常任委員会における補正予算審査の経過並びに結果について報告をいたします。

当委員会に付託されました議案第104号から議案第123号までの20議案について審査を行いました。いずれも本庁舎6階委員会室1において、9月5日に委員会で分科会の設置、付託議案の分担を行い、9月9日、10日に総務文教分科会、11日に厚生分科会、13日に産業建設分科会を開催し、審査を行い、25日に委員会で分科会長報告の後、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第104号から議案第123号までの20議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第104号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）については、2款、1項、13目、電算管理費、電算システム更新事業について、備品購入で考えていたものをリースに変更するほうが財政負担が軽いため、予算の減額をすると解釈したらよいのかとただしたのに対し、リースのほうが費用が安くなり、また運用面でも効果が上がると判断し、予算の減額をし、残りは流用して対応したいとの答弁に、減額をするなら、流用で

はなくリース料も予算措置するべきではないのかと、さらにただしたのに対し、今回の事業は予算流用により手続を進めている。今後は議会に十分説明し、予算編成は慎重に進めるとの答弁でございました。

次に、3款、2項、6目、保育所費、子どものための教育・保育給付事業で、病児保育補助金について、当初の名手保育園とあわせて新たに粉河保育園で受け入れるとのことであるが、何名受け入れ可能で、ほかの園からも受け入れてもらえるのかとただしたのに対し、粉河保育園については名手保育園と同じ制度で行うため、受け入れ人数は1名で、粉河保育園に通っている園児が対象となるとの答弁ございました。

次に、5款、1項、1目、労働諸費、雇用対策事業について、廃棄物処理委託料をただしたのに対し、廃止後の紀の川市石材加工共同作業場の有効活用について、公共施設マネジメント検討委員会において方向性が決定されたことに伴い、施設内外の清掃並びに廃棄物の処理を行うための委託料であるとの答弁でございました。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で、報告を終わります。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第104号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第105号 令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第106号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第107号 令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第108号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第109号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第110号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 令和元年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）に

ついでから、議案第121号 令和元年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第111号から議案第121号までの11議案については、委員長の報告は可決とするものであります。

本11議案については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号から議案第121号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第122号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第123号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提出議案第1号 紀の川市議会議員政治倫理条例の制定について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第6、議員提出議案第1号 紀の川市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） それでは、議員提出議案第1号について、提案説明をいたします。お手元にお配りの議員提出議案第1号をごらんください。

紀の川市議会議員政治倫理条例の制定について、地方自治法第112条及び紀の川市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提出者は、私、石井 仁でございます。賛成者として、並松八重議員、阪中 晃議員、竹村広明議員、堂脇光弘議員、川原一泰議員であります。

この条例の提案理由といたしましては、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、紀の川市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努め、健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするためであります。

紀の川市議会では、全議員で議会改革検討委員会を構成し、議会改革に取り組んできています。提出しました本議案もその一環であり、条例制定により住民の負託に応えるための議会体制づくりをさらに前に進めるものとなります。

以上で、提案説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

それでは、議員提出議案第1号につきまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、直ちに討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略し、本日、直ちに討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、次に討論を行います。

議員提出議案第1号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号 紀の川市議会議員政治倫理条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会提出議案第1号 虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を
求める意見書

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第7、委員会提出議案第1号 虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を求める意見書について、議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長 堂脇光弘君。

○厚生常任委員会委員長（堂脇光弘君）（登壇） ただいま議長から指名がございましたので、委員会提出議案第1号 虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を求める意見書の提出理由を説明いたします。

提出者は、厚生常任委員会委員長 堂脇でございます。

本議案は、厚生常任委員会として全会一致で提案することを決しましたので、「委員会提出議案」として提案しています。

意見書の朗読をもって、提案説明とさせていただきます。

児童虐待については、虐待相談対応件数が増加の一途をたどり、昨年3月には東京都目黒区で女兒が虐待により死亡する事件が発生するなど、多くのかけがえのない子どもの命が失われる深刻な事態が起こっている。また、家族や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、複雑・困難なケースも増加している。

政府は、このような現状に鑑み、昨年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を取りまとめるとともに、12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、2022年度までに児童相談所の児童福祉司を2,020人程度、児童心理司を790人程度増員する。また、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置し、児童相談所や市町村の体制と専門性を強化することとした。

しかし、本年1月に千葉県野田市で起きた児童虐待事件は、社会に大きな悲しみを与えると同時に、関係機関がかかわりながら児童虐待による死亡事故が発生したことに対して、児童虐待防止対策の重要性を再認識されることとなった。

このことを受け、児童虐待防止対策のための制度改正や、緊急総合対策を初めとした児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るための対策を決定している。

また、対策を実施するため、第198回国会において、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が全会一致で可決された。

和歌山県内の児童虐待相談件数も年々増加しており、児童相談所における対応件数は2018年で1,328件と、2009年度の460件と比べ3倍になっている。また、過去には死亡事故も起きている。

県内3カ所に児童相談所及び分室が設置されているが、紀の川市を含む6市7町を管轄している施設も件数の増加による人的不足や、一時保護施設が慢性的な満杯状態になっている。

政府は、今回の改正により、5年をめどに中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう支援等を講じる。また、専門職の増員を初めとする児童相談所の体制強化とあわせて、相談体制及び専門性の強化を図るとしているが、現場は待ったなしの状況である。

かけがえない子どもの命を守り、健全に育成するため、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

1、市町村が実施する児童虐待防止対策に対して十分な支援を講じること。

2、保護する施設のさらなる充実・拡充を図ること。

3、人口規模、地理的要件などに鑑み、和歌山市を除く紀北エリアを管轄する新たな児童相談所を設置すること。

4、児童相談所OBや警察官OBの配置も含め、人材育成・増強を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。なお、提出先は、和歌山県知事です。

以上をもって提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

それでは、委員会提出議案第1号につきまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております委員会提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、直ちに討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略し、本日、直ちに討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、次に、討論を行います。

委員会提出議案第1号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号 虐待から子どもの命を守るための速やかな対応を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、厚生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会副委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

日程第9 本会議における発言の取消しについて

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第9、本会議における発言の取消しについてを議題といたします。

1番 門 眞一郎君から、9月3日の本会議における発言に関し、発言の許可の申し出がありますので、これを許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（登壇） 発言取り消しの申出書。

令和元年9月3日の本会議、一般質問における私の発言のうち、不適切な内容がございましたので、次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう、紀の川市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

取り消したい部分は、「県道3号かつらぎ桃山線、県道129号垣内貴志川線を軸とした市南部山間部の観光振興、地域活性化の施策を」という一般質問のうち、後半部分の「県道かつらぎ桃山線大改修期成同盟会への観光マップ作成支援に関する発言」の部分で

す。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいま、1番 門 眞一郎君から9月3日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元にお配りしました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

杉浦議員。

○20番（杉原 勲君）（自席） 今、取り消しの内容についてございましたけれども、発言の部分ということは、どの部分にあるのか説明をいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時27分）

（再開 午前11時35分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

ただいま、1番 門 眞一郎君から、9月3日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元にお配りしました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、門 眞一郎君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

門議員の発言が取り消されましたので、それに対する答弁者の答弁におきましても取り消すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、答弁者の答弁におきましても取り消すこととし、会議録に掲載しないことといたします。

私から申し上げます。

議員が公開の会議において手続を経て発言することは、自己の意志によって信条や所見を述べることであり、この発言に対して責任を負うことは当然のことと考えます。

9月5日の本会議におきましては、執行部に対し発言に関する注意をしましたが、我々議員においても、発言内容については慎重かつ責任を持って対応するよう申し上げます。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたします。

それでは、閉会に当たり、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 令和元年第3回定例会終了に当たり、一言お礼申し上げます。

9月2日から本日9月27日までの26日間、熱心に御協議をいただきありがとうございます。また上程させていただきました議案につきましては、全て御可決、承認をいただき、心より御礼申し上げます。

また、9月期は決算委員会、また補正予算等々の常任委員会に付託され、慎重審議をしていただきました。本当に御苦労さんでございました。

お認めをいただきましたけれども、今後の取り組みについては慎重に無駄のないように対応してまいりたいと、そう思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

さて、自然災害が全国各地で発生をしている今日、千葉県台風豪雨等々で多大な被害が出ました。まだ停電が続いておるような状況だと聞いております。本市も引き続き、防災力の向上、また災害に対する減災に努めてまいりたいと、そう思いますので、御理解をいただきたいなと思っております。

また、今後の行事といたしましては、10月中の紀の川市スポーツフェスティバル、また10月末の清州まつり、10月末から11月にかけての文化祭、人権講座、ねんりんピック、また産業まつり等、年末にかけての行事がたくさんございます。皆さん方におかれましても、成功させるためには御協力をよろしくお願い申し上げたいと、そのように思います。

今後、いろいろと取り組んでいく中で、我々も頑張りますので、議会各位におかれましても十分健康に留意され、今後引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。御苦労さんでございました。

○議長（坂本康隆君） それでは、令和元年第3回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会し、本日まで26日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

さて、先ほど、紀の川市議会議員政治倫理条例が可決をされました。時代の移り変わりが著しい昨今、状況の変化に対応できる体制を整備していくことが地方議会に求められているものと考えております。そのためにも、我々紀の川市議会は二元代表制のもと、議会が担う責務を果たすため、議会改革を今まで以上に推進するとともに、議員おのおのの資質の向上・研さんに努めていく所存でございます。

議員各位におかれましては、これからの好季節、ますます議員活動に精励されますよう

お願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これもちまして、令和元年9月2日招集の令和元年第3回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前11時45分）